公　示　送　達　書

富山県後期高齢者医療広域連合告示第29号

　高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示します。
　下記の書類は、住民登録上居住となつている市町村の後期高齢者医療担当課に保管していますので、該当する市町村の後期高齢者医療担当課へ来課の上、受領してください。

令和8年11月2日

富山県後期高齢者医療広域連合長　出町 譲



送達を受けるべき者の住所（居所）	別紙のとおり
送達を受けるべき者の氏名	別紙のとおり
送達する書類の名称	高齢者の医療の確保に関する法律の規定により送達する書類

（注意）
　高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書　別　紙

送達を受けるべき者

市町村	氏　名	年　度	備　考
高岡市	髙木　紀一	令和8年度	